

■ 平成 26 年度 第 3 回 協働の指針検討委員会

○日時：平成 27 年 2 月 24 日（火）午後 1 時 30 分から

○会場：市役所第 1 分館 6 階 1 - 6 0 2 会議室

○出席者

・委員

丸田座長、森委員、棚村委員、新藤委員、帯川委員、富澤委員、竹内委員、笠原委員

・事務局等

市民生活部次長、市民協働課長補佐、市民協働課係長、市民協働課職員

○傍聴者 2 名（報道なし）

事務局（堀市民協働課長補佐）

ただいまから、平成 26 年度第 3 回協働の指針検討委員会を開催させていただきます。

私、本日の司会をさせていただきます、市民協働課課長補佐の堀でございます。よろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、本日の会議の様子を記録用といたしまして、撮影並びに録音をさせていただきます。何とぞ、ご了承ください。本日の会議は、おおむね午後 3 時 30 分までとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、はじめに丸田座長から一言ごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

（丸田座長）

皆様、本日はよろしくお願ひいたします。限られた時間ですけれども、1 ページずつ丁寧に確認をし、意見を交換していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（堀市民協働課長補佐）

ありがとうございました。

それでは、ここからの進行を丸田座長からお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

（丸田座長）

それでは、次第に沿って進めてまいります。

まず、議事（1）新潟市協働の指針（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（阿部係長）

市民協働課の阿部です。資料1につきまして、ご説明申し上げます。

まず、目次につきましては、省略させていただきます。1ページ目「はじめに」、こちらは若干の文言修正、あとは字体の修正などをしておりまして、ほとんど変わりませんので省略いたします。

2ページ目、指針における用語定義でございます。こちらの変更点といたしましては、3地域コミュニティ協議会、4区自治協議会の中に、今まで住民自治の推進というフレーズが入ってございましたけれども、ほかの章の言葉と表現を合わせまして、住民自治を市民自治に変更してあります。そちらが2か所出てきております。あとは4区自治協議会の中段に「区民等と市との協働の要」という言葉がございますけれども、前回までは市（区民等）となっておりましたが、こちらは区自治協議会条例の表現と一致させまして、区民等と市との協働の要という表現に修正してございます。2ページ目の用語定義については以上でございます。

3ページ目も用語定義ですが、今までと変わったところは、コラム1「協働の概念」の位置で、一番最後にこのコラムがありました。一番最初に持ってきました。コラムにつきましては、棚村委員からコラムの内容と関係がある章に載せたほうがいいというご意見をいただいております。コラムを移動させたときに、コラムが二つ重ならないように配慮し、この協働の概念はどこにでも入るようなコラムということで、一番最初に持ってきてございます。

続きまして、4ページ目、修正前は多様な主体の概念イメージ図ということでした。こちらのご意見につきましては、真ん中の赤丸ボランティア団体についてで、以前はNPO法人の丸の中にボランティア団体が含まれておりました。こちらは帯川委員からボランティア団体はNPO法人だけではないという意見をいただいております。その丸をNPO法人からはみ出る形で円を大きくしてございます。図の下に公益性、共益性ということで左右に矢印があるのですが、こちらにつきましても、もう少し分かりやすい言葉がないかということでご意見をいただいております。公益性につきましては、他益性という言葉を使っている資料もあるのですが、他益性よりは公益性のほうが分かりやすいのではないかということで、今、公益性を使っております。公のものという意味の矢印が左側。それと逆が共益性という言葉を使っているのですが、事務局でも、これに代わるいい言葉が思いつかなかったので、ここは委員の皆様からのご意見をいただきたいところでございます。

続きまして、5ページ目、第1章、協働とはです。こちらから具体的な事例になるのですが、まず1の中ほど、市民、自治会・町内会、コミ協、自治協、NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、事業所・事業者などの市民自治の多様な担い手（以下「市民自治の多様な担い手」という）という形で定義づけさせていただきました。以前は、多様な主

体という言葉を使っていたのですが、丸田座長、オブザーバーで来ていただいている青木先生のご意見を採用させていただきまして、多様な主体というよりは多様な担い手のほうが、分かりやすいだろうと。市民自治の多様な担い手というフレーズで、統一させていただいております。

次の事例の紹介ですけれども、①南浜コミュニティ協議会。①の事業名の隣に事業主体があります、コミュニティ協議会やNPOなど主語になる事業主体をまず大きく書いてございます。ここの事業主体と連携しているところを本文中のゴシック太字で自治会・町内会、社会福祉協議会と連携という形で表記を変更しておりますので、コミュニティ協議会自体の事業主体につきましては、本文中には出てきていないという作りになっております。以下②からも同じ形で作ってございます。

6 ページ目の③区民協働「森づくり」、浜浦小学校区コミュニティ協議会についても、連携している事業主体として、本文中に太字でたくさん団体が出てきております。連携先の団体の順番も行政とのかかわりが深いものを後ろに持ってきております。以降の取組みについても、同じような順番で並べ替えしてあります。

7 ページ目、8 ページ目、9 ページ目までを見ていただきまして、コラム2ですが、このコラムの中にも市民自治の多様な担い手という言葉置き換えさせていただいておりますし、「事業」という言葉がところどころ出てくるのですが、市が関係する事業については、一応、「施策」という言葉に、市以外の事業については「活動」という言葉に置き換えております。事業という言葉のイメージが金銭的、ビジネス的なイメージという意見もいただいておりますことから、施策や活動という言葉に置き換えております。固有名詞的な事業というものは、そのまま残っているものも一部ございますけれども、基本そういうルールで変更してございます。

10 ページ目、⑨海岸林の保全について、以前、お示ししたときは、北区の自治協議会提案事業という事業名が入ってございましたが、今までと同じ、ここの表記につきましては、実施主体を記載するというので、北区自治協議会と入れてあります。

11 ページ目、⑫災害応援協定につきましても、今まで事業所（事業者）という形が入っていたのですけれども、ほかの記載と併せまして、実施主体プラスエリア（区）という表記に直させていただきました。その結果、今まで事業者を括弧書きにしていたのですけれども、事業所・事業者という表記に変更させていただいております。

各取組みの写真なのですが、⑫の写真の下には、写真の概要とといいますか、こういう写真なのですよという説明書きがあります。ほかのところにも、一応、写真の下になるのか、横になるのか、説明を入れさせていただく予定でございます。

写真のチョイスにつきまして、もっといい写真がないかというご意見をいただいておりますが、各団体、コミュニティ協議会やNPO法人が選んでいただいた写真なので、なかなかこれ以上の写真は、今現在では難しいのかということでございます。

その下、活動事例リンク集ということで、以前、後ろにあったものを前に持ってきております。こちらは棚村委員からの意見で、関係する事例の下にリンク集を移動しております。

続きまして、12 ページ、コラム3でございます。こちらも以前は11 ページにあったコラムなのですが、やはり関連性ということで12 ページに移動してあります。中身につきましても、丸田座長の意見から内容的にも分かりやすいようにすっきりさせております。

13 ページの地域における協働のイメージということで、今までお示ししていませんでした図を追加させていただきました。コラム3、4が並んでいましたので、それを離すためにも、コラム4を図の下に配置いたしまして、内容につきましても、今までよりすっきりさせております。

こちらの協働のイメージ図、協働（総働）という形で、また新たな言葉が出てきているのですけれども、こちらはNPOのI I H O Eの川北先生がよく使われている言葉で、とりあえずその言葉を引用させていただいておりますので、そのままその言葉を使うのか、使うとしたら説明が必要になりますし、総働というものを外して、協働のイメージという形で表現させていただく方法もあると思いますので、ご意見をいただきたいと思っております。

続きまして、14 ページ第2章、目指すべき理想像ということになります。こちら、まず冒頭、市民自治の多様な担い手という表現に変更させていただいております。その下、協働の概念図につきましては、本日、当日配付させていただきました、丸田座長から提案いただいた図が、ここに入るイメージでございます。事務局のほうで多様な主体という言葉が多様な担い手という形に変えておりますので、その辺はまた後で調整させていただきたいと思っております。その下、協働の原則につきましても、同じく市民自治の多様な担い手と修正してございます。

続きまして、15 ページ目、こちら⑤の中に、今まで計画・実施した事業というものを活動という表現に修正してございます。その下のPDCAサイクルの図につきましても、四角で囲みまして、若干説明を追加して、見やすくなるようにしてございます。コラム5につきましても、当初、このコラムは18 ページにありましたが、関連性ということで15 ページに持ってきてみました。そして、事業を活動という表現に変えております。

16 ページのコラム6につきましては、以前15 ページにあったものをこちらに持ってきております。

続きまして、17 ページ、2自治のあり方（補完性の原理）です。こちらにつきましても、

今、補完性の原理の図につきましては、既存の図に斜線を引いて、修正してございますので、製本時には印刷業者をお願いして、きれいな図となりますので、今はイメージということでこちらを掲載させていただいております。

続きまして、18 ページ、3理想像（協働の方向性）ということで、こちらもいくつか市民自治の多様な担い手という表現に変更しております。

19 ページ、第3章、主な協働形態。こちらにつきましては、前回の会議の意見の中で、第1章の事例がどの形態になるのか。関連性があったほうが分かりやすいという意見がございました。事務局で、最初の第1章の活動事例の中に、補助金などの形態を入れてみたのですが、第3章にきて初めてこの形態の説明が出るというところで、第1章に形態の名称を入れても分からないのではないかと思います、一回、外してございます。こちらの第3章の中にも、第1章のどの事業がどこに該当するかということも、とりあえず今は記載していない状態になっております。

こちらの形態の1番から6番の、順番を変えてあります。今まで1番は企画・調査計画策定でしたが、1実行委員会・協議会になっております。こちらの順番も協働の度合いが高いものから1という形で並べ替えしてあります。第3章の中の挿絵なのですが、文字ばかりだと見にくくなるということで、今、仮置きでこういう図を入れております。この図でなくても、イメージできるのではないかと思いますので、バランスを見ながら、いらぬものは取っていくという方法もあるかと思っております。

続きまして、22 ページ、第3章の終わりですけれども、コラム7も以前17ページにあったコラムをこちらに持ってきてあります。また、コラムの中につきましても、市民自治の多様な担い手という表現を変更してございます。

引き続きまして、23 ページ、第4章、協働によって期待される効果です。こちらにつきましても、冒頭、市民自治の多様な担い手という表現に変えてございます。3コミ協、4自治協についても、冒頭の用語定義で以下省略形ということで、定義づけをしておりましたので、ここも3番、4番は省略形の名称で表現しております。

24 ページのコラム8です。以前、こちらのコラムにつきましては、市民活動支援センターの内容が中心になっておりました。それを若干、コミ協、区役所という形で、地域の相談をどこにすればいいのかという内容も若干盛り込みながら、最後はNPOにはこういう支援センターがありますよという内容に変えてございます。そのほか、完成版には、以下、巻末に委員会の検討概要ですとか、また委員名簿、あとは自治基本条例などを載せたいと思っております。資料1につきましては、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

（丸田座長）

ありがとうございました。前回と比較して、大分すっきりしてきたと思いますが、この後は各章ごとの検討に入りますけれども、ただいまの事務局からの説明に対する質問がありましたら、確認の意味でお出しただければと思います。議論が必要なところは、各章ごとに検討したいと思いますので、まずはご質問なり、内容の確認までとどめさせていただければと思います。

(富澤委員)

次第のところ、恐らく今日が会議最後になるのかと思っていたのですが、パブリックコメントですとか、今後のスケジュールについての説明が一番最後にあるのかと思っていたのですが、もしないようでしたら、議論に入る前に今後のスケジュールも教えていただきたいと思っていたのです。そもそも最後に説明をする予定でしたということであれば、それでけっこうですがいかがでしょうか。

(丸田座長)

一回、冒頭のところで粗々で構わないのでお聞かせくださいますか。

事務局（堀市民協働課長補佐）

では、冒頭に説明させていただきます。委員会につきまして、今、お話のとおり、今日、3回目がなされたということで、お集まりいただくのは今日を最後にさせていただきたいと思います。今日、なるべく時間の中でご議論いただきまして、集約していきたいと思いますが、最終的には、私ども事務局と座長に最後、ご一任をさせていただきまして、あとは細かい修正等は事務局のほうでさせていただきたいと考えております。ただ、3月末までには、今日の委員会のご議論を踏まえた修正のものを、皆様のほうにお送りさせていただきまして、必ず目を通していただいて、その後、恐らく最終的な完成は年度を明けてしまうと思いますが、その前に必ずご覧いただきたいと思います。ご覧いただいた後にパブリックコメント等と地域の方々からご意見いただくような場も作っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(富澤委員)

第1回目のときにも、恐らく説明が抜けていたので、今日が意見を言う最後なのだろうと。ありがとうございます。

(丸田座長)

ほかにいかがでしょうか。なければ、審議に入りたいと思います。大変恐縮ですが、目次、「はじめに」、用語定義に関しましては、全体の議論が終わった後を受けて、先ほど、補佐からもお話がありましたが、事務局と私のほうで今日の審議の内容を踏まえて調整させていただければと思います。「はじめに」、それから用語定義に関して修正が必要なところがあ

りましたら、ご発言いただければと思います。後ほど、確認いたしますので、一旦、通過させていただきますようお願いいたします。

それでは、4ページをご覧ください。ボランティア団体の丸の位置が少し変更になっております。それから、コミ協、自治会・町内会が、まだ広い意味のNPOの中に収まっていますが、場合によっては、緑の円がNPOから広がることもあっていいのではという議論もあったように思います。それから、事務局からご説明がありましたが、公益性、共益性という言葉は、市民にとってどこまで分かりやすいかということで、ぜひ意見をくださいということでありました。ボランティア団体の位置づけについては、そんなに議論はないかと思えますけれども、町内会、コミ協がNPOという広い概念の円の中に入っていること。それから、公益性、共益性のあたりに関して、ぜひご意見をいただきたいと思えます。

事務局（塚本市民生活部次長）

すみません、事務局からお尋ねしたいのですが、NPO法人が数的には絶対的にボランティア団体よりも少ないので、これではNPO法人のほうが大きくなっているのに、新潟市でも今、240前後です。ただ、ボランティア団体と言われるのは、登録団体を見ますと、かなりの数があるので、大きさ的にどうかと心配なところがございます。

（丸田座長）

それも含めて、実は絵の原案が、そもそもNPOの関係者が作成した絵柄ですので、どうしても真ん中に自らが座ってしまう図柄になってしまうので、その点のことも含めてどうぞ。

（棚村委員）

コミュニティ協議会が大分、NPO法人にかかっているのですけれども、それほどまで法人化しているようなコミュニティ協議会といますか、事業として法人化しているようなところもあるのかと思うのですが、コミュニティ協議会自体が法人にかかりすぎているような気もしないでもないと思いますか、コミュニティ協議会を法人化したいという思いがあるのかどうなのか。自治会や町内会などもNPO法人に引っかかってくるのもどうなのかと思いました。

（丸田座長）

一つ一つ考えて議論していきましょう。いかがでしょうか。修正をするとすると、富澤委員の意見が大きいと思うので、絵柄の調整をどの程度までできるのでしょうか。

（富澤委員）

第1回目に参考で配られていた北九州市や大阪市の図は、また全然これとは違った図で、そもそもかかっていないところがあるのです。時代の変化とともに、このあたりは恐らく変えないといけないのだろうと思いながら見ていました。では、新潟市の場合の図をど

ここに着地点を持っていくのかという話になってくるのかと思ったのです。実際、今日現在、確かにコミュニティ協議会の事業の中でNPO法人格も取られて、新潟市内で活動を始められているケースが出てきているので、逆に大阪市のような図も全くかかっていないということは、多分、ないのだろうと思ったのです。多分、かかり具合や大小やその辺がどこまで持ってきたらいいのかというところは、これが重なってくる可能性があるとか、自治会・町内会も新潟圏域で見ると、ここがNPO法人化してきているという、例えば、上越市の各地区は、町内会が法人化して自治をやり始めていたりする事例がどんどん増えてきているので、市はこうなのだけでも、圏域で見たときには、ここは恐らくかかってくるのだろうと思って見ていました。ただ、皆さんの意見をお聞きした中で、この図をもう少し小さくしようとか、その辺はあってもいいのかと思って、重なり具合です。そこは少し議論して、修正していいのもいいのかと思いました。

(新藤委員)

この図が、例えば、立ち位置を表しているのか。人数のほうにウェイトが来るかで大分違ってくるのではないかという感じがして、正直、ぱっと見た瞬間に何の図なのかというところがあります。これから自分が市民の一人としてどうかかわっていくということになってくる、そういう目で見ていくと、また少し別の感じになるのかと、一瞬、そう感じました。

(丸田座長)

各委員から意見をいただいて、その後、事務局と私のほうでオブザーバーも入れて、調整をさせていただきたいと思います。今日、結論を出しにくいのですが、ぜひ今の新藤委員のような意見を出していただけるとよろしいかと思います。これは、一応、座標軸になっていますから、そこと照らし合わせたときの整合性がどうか、大小も当然そうですし、立ち位置もそうですので、大きさ、立ち位置なども検討が必要かと思います。表題が大きく変わって、当時はNPOを説明するために用いられた図が、この指針では市民自治の多様な担い手の説明になっているので、修正が必要かと思います。

それから、担い手の中では、事業所、あるいは事業者も入ってくるのですが、これはNPOの概念の図だったので、いわゆる企業に相当する事業者が、この絵からは読み取れません。その辺をどうするか。

(棚村委員)

今、いろいろな問題を含んだ図であるならば、もしかしたら分かりにくかったり、あいまいだったりするのであれば、いっそのことなくしてもいいかと思います。

(丸田座長)

用語の説明でとどまってもいいのかと。

(森委員)

今のお話のように、これを見てもさっぱり分からないのが実態なのです。では、コミュニティ協議会や自治会・町内会がこういう楕円形の中に入っているのですけれども、無理にこの中に入れなくてもいいわけです。やっていることはやっているのです。私の町内会でも、昔、法人化しようということで勉強したことがあったのです。だけれども、あまりに難しくて面倒だからやめてしまったのです。今、確かにコミュニティ協議会の中でもそういう動きがあることは事実ですし、私どももそうなのだけれども、そのようにやって、このように楕円の中に全部まとめていって、これを重ねて余計なところは小さく、やっていることは同じことです。私はそんなに気になりません。

(丸田座長)

ほかにはいかがでしょうか。まだ、ご発言のない方がいらっしゃいますけれども、竹内委員、笠原委員、率直な感想で構いませんので。

(笠原委員)

自治会やコミュニティ協議会の内容を理解していないので、この丸がどうなのかということの意見は、私には分からないのです。ただ、いろいろな団体がこのように絡んでいるのだということを表すには、こういった図も一つ必要なかと思っていますので、先ほどからNPO法人が大きすぎる、NPOの資料だからということであれば、このNPO法人というものをもっと小さくしていくというところで落ち着かせるべきかとも思っています。

(丸田座長)

いかがですか。社会福祉協議会の立場からご意見ありませんか。

(帯川委員)

先ほど、棚村さんのおっしゃっていた、うまくまとめきれないのであれば、いっそなくてもいいのではないかとも思いました。もともと作っている図がNPOの位置関係を説明するためだったということで、今回、この資料の中に入れて、ここに出ている事業所なり何なりですとか、そういったものの位置関係が分からないものを載せるのだとしたら、いっそなくてもいいかとは思いますが。

(新藤委員)

この図を見ていったときに、だれが見るのかということを考えると、市民がまず見るわけですね。そうすると、市民が真ん中において、自分が何かをするときに、公益性からいけば、どういうボランティア団体なり、公益性でいってコミュニティ協議会や自治会・町内会のほうにも入れるし、またNPO法人みたいなところでの活動もできますよみたいな雰囲気

気で、まず自分が真ん中にいて、そこからあちらへいくところがある、こちらへいくところがあるというような見方ができれば分かりやすいのかという気がいたしました。

(丸田座長)

私も今、新藤委員の意見を受けながらひらめいたのですが、どうしても座標軸を作るのであれば、公益性と共益性という言葉はどう使うかは別として、一番身近な自治会・町内会からコミュニティ協議会に広がるような逆の形がいいのかと。そして、右へ行けば行くほど公共性や公益性が高くて、規模も大きいというようなイメージで担い手を表現することもあるかと思いました。したがって、NPOの概念図に指針を当てはめるのではなくて、この指針で取り上げている多様な担い手を座標軸の中に一回、置き換えていくという作業があってもいいのかと思いました。

では、今、いただいた意見を踏まえて、事務局と私のほうで調整させていただくことでよろしいでしょうか。

では、第1章にまいりたいと思います。どうぞ、一旦、5ページから13ページまで、視野の中に入れていただきながら、お気づきのところから意見をお出しいただければと思います。

(笠原委員)

一番最初の会議のときに、やはり事例を前に持ってきたほうが、自分たちもこういうことをやっているのだから参加しやすいというようなことがあるので、一番最初に事例をお願いしますと申し上げた経緯がございます。こういったいろいろな事例が出てきたのであれば、ではここでもって、先ほど新藤委員が言われたみたいな個人だとか、企業がどうかかわっていけば、こういった活動に参加できるのかというようなアドバイスのなものも何かコメントでいただければ分かりやすいかと思っております。

(丸田座長)

ここについての一つ目の意見に対して議論させていただきたいと思いますので、今ほどの笠原委員からのご指摘についてはいかがでしょうか。事務局との打ち合わせのときも、私どものほうからは、写真とやっていることの説明だけではなくて、後ほど出てくる主な協働形態との関係の中でコメントがあってもいいのかという意見を述べさせていただきました。冒頭の事務局の説明では、協働の形態は第3章になってくるので、第1章のところで協働の形態とリンクしたようなコメントを入れやすいのか、入れにくいのかは確認をしていないのですが、笠原委員からご指摘があったように、北区でやっているような活動について、個人なり企業がどういう参加なり参画のヒントになっているか。そういったコメントを入れていったらどうかという大事な意見ですので、ぜひ意見をください。

もう一つ補足しますと、今回、取り上げた事例が座標軸で言えばどこになるかと思ったら、身近な町内や向こう三軒両隣で取り組んでいるような事例は全く出てこなくて、コミュニティ協議会レベルから上の事例が出たので、笠原委員がご指摘されたように、個人としての支援なり企業が協働の事例に参加なり参画をしていくヒントのようなものをコメントで載せたらという指摘は、よく分かります。

(笠原委員)

一個一個でなくても、全体を通じてでもいいかと思います。

(新藤委員)

各写真を入れていただいて見やすくなっているのですが、写真の脇が空間としてもったいないなという感じがするのですが、例えば、写真に対する担当の方のコメントのようなものを入れていただくと、長い文書だと後で読もうと思うのですけれども、コメントみたいなものが載っていると、写真を見て、コメントを見て、それで文書を見てみようかという感じで。字を小さくしてもいいと思うのですけれども、何かこの写真の状態の説明を入れていただくようなものがあると、もう少し入りやすいかという気がしました。

(富澤委員)

事前にいただいたときに、写真が少し分かりにくいという意見を出したのは、実は私です、今の新藤委員の意見につけ足しなのですけれども、これが何をやっているのかが分かりにくいのです。ですから、例えば、7ページの④の事例は、恐らく住民の意見交換をしているときの様子と書かないと、これが何をやっているところなのかが非常に分かりにくい。そのほかは分かりやすいものもあるのですけれども、この写真の脇に説明文を入れてもらわないと、これは何だろうというところが見受けられたので、そこだけお願いしたいと。先ほど、事務局の方からも、この資料の読み方の説明のところでもそういったコメントをもしかすると入れるかもしれませんというご発言があったように記憶していますので、ぜひ入れていただきたいと思いました。

(丸田座長)

そうすると分かりやすいですね。例えば、コミュニティ協議会が主催して、住民との意見交換会を行うなど。

(富澤委員)

意見交換会の様子と例えば。

(丸田座長)

そうですね。コミュニティ協議会が主催して、実行委員会を構成して取り組んでいる様子とかですね。

(森委員)

私のところのようにやっているところは見れば分かりますよね。やっていない人は分からないですね。①、②、③、④はみんな私らもやっていますから、同じことをやっているのだなと分かりますけれども。

(棚村委員)

私は逆にくだいかなと思ったのです。先ほどの④のここをちゃんと読んでいけば、世代間交流と横越を考える集いなのだと、最初に④で書いてある集いをしたのだと思うし、⑥であればまつりをしたのだと思うし、⑦であればみんなで何か農作業をしているのだらうと。あえて書くとかどくなるので、④であれば世代間交流&横越を考える集い：横越コミュニティ協議会の真下に写真を置いて、その下に文を置くというように、文と写真を入れ替えるとか、そこに何々している様子ですと書くと、私はスペースがあって見やすいと思っているので、あまり字がいっぱい入ってくるとどうなのかと思いました。

事務局（塚本市民生活部次長）

先ほど、笠原委員からお話がありました。個人や企業がどうやってかかわったらいいか。16 ページのコラム6で「協働の始まりは市民参加から」とありますので、これを少し前に持ってきて、こちらの章の最後のあたりにコラムとして、コラム2がありますけれども、そこを入れ替えて、企業側もどういう形で参加できるのかというところを少しつけ足したりということで、事務局側からの意見です。

(笠原委員)

私もこういったものが一番最初のところから離れて、こういった市民参加だとか、企業の参加というものがここに出てきていますので、これをもっと前のほうに持っていくことによって、一つ一つの事業に対して、こうやって参加しますとか何とかという説明をしてしまうと、かなりくだくなりますので、このコラムを前に持ってくるということで、お願いできたらと思っています。

(丸田座長)

5 ページですが、事務局からの説明がありましたが、1の三つ目の段落の2行目のところから、市民、自治会・町内会、コミ協、自治協という順序性みたいなものがないといけないのではないかという意見を述べて、修正をいただいたところです。それから、これも冒頭、説明がありましたが、市民自治の多様な担い手として表記をすることについての妥当性についても、確認の意味でぜひご意見をいただきたいと思います。市民自治という言葉は、自治基本条例から取り出した言葉です。これについても、委員の中で合意形成されている必要がありますので、新藤委員いかがですか。いろいろな多様な主体がという一般化した言葉では

なくて、目的を持った使い方になりますので。

(新藤委員)

私は、この並びで非常にいいと、すっきりとしていると思います。

(丸田座長)

それをもって、市民自治の多様な担い手とすることについても、違和感はないでしょうか。

(新藤委員)

特にはないです。

(丸田座長)

森委員いかがですか。

(森委員)

いいと思います。

(丸田座長)

では、修正の意見といたしましては、写真一つ一つに細かな注釈を入れるというよりは、文書と写真との組み合わせなどを工夫しながら、より分かりやすく修正していきましようということと、笠原委員からご指摘がありましたように、市民個人、あるいは企業が協働の事例に参加しているようなヒントがコラムという形で5ページなり、6ページになり位置づけられるということで、事務局よろしいでしょうか。

(棚村委員)

当初からとても気になっていて、12ページの3「今の新潟市では？」が、唐突にここに出てきている感じがして、今、思ったのは、第1章の「協働とは」に、事例が後ろにいくような感じはあるのですが、5ページの「なぜ協働が必要なの？」の後に、「今の新潟市では」を入れて、その後に協働の事例があったほうが、12ページの3は、どこからの3なのだろうみたいな、何となく唐突な入り方をしているような気がしてしょうがなかったのですけれども、皆さんいかがでしょうか。

(丸田座長)

実は、私も同じ意見でありまして、前回、事務局との打ち合わせのときに、3については冒頭に持っていけないだろうかということを提案させていただいた件、これまでの議論の経緯があって、事例を先にとということでしたので、それ以上、深い議論をしないで今日に至っています。棚村委員からご指摘をいただきましたので、各委員からご意見をいただいたうえで、事務局の考え方を伺いたいと思います。

事務局（塚本市民生活部次長）

棚村委員のおっしゃるとおりで、私も見ていて、最初に、なぜ協働が必要なの？と事例が

出てきて、最後に今、また戻ってくるという構成がうまくないということがありまして、今、お話しいただいて、できるだけ事例を先に持ってこようという話だったのですが、ただ、今、ご意見を伺って、一旦、なぜとって、事例を出して、またくどくなるので、1の後に持ってくるような形で工夫させていただきたいと思います。そんなに長いところではないので、事例がまたすぐ出てきますので、そういった形で検討させていただきたいと思います。

(丸田座長)

皆さんいかがですか。よろしいですか。では、次長から修正についてご納得していただきましたので、そのように反映したいと思います。

12 ページ、13 ページもそうですが、改めてご覧いただいて、12 ページの絵柄、13 ページの絵柄はあるオピニオンリーダーの概念や用語が入っておりますけれども、それも含めてご意見をお聞かせください。

(笠原委員)

13 ページの図と先生がお作りになったこれと別々なのですか。

(丸田座長)

そこはどうでしょうか。私は、13 ページの絵は全く見ていなくて、協働の概念を市民の方により分かりやすく伝えるためには、何かいいものがないかという観点で作ったものがこれなのです。したがって、私の立場ではそこまでしか言えません。

(笠原委員)

私は、こちらの先生の作られたもののほうがよほど分かりやすいかと思います。

事務局（塚本市民生活部次長）

12 ページの分権型政令市の仕組み（全体イメージ）と13 ページの多様な担い手の関連図なのですが、少しダブっています。こちらはどうしても、区役所、市も右側に置いてやっていますけれども、地域の主体、多様な主体というものは左側のほうに入っている形ですし、これはそれぞれの主体同士が結びあっている形なので、分権型政令市の仕組みというのは、あまりに我々の内側の話なので、これをやめてこちらに持ってきて、先生の図は14 ページのいわゆる担い手という形にするか、もしくはそもそも13 ページの図を先生の概念図のほうに置き換えするかどちらかになると思います。我々、分権型政令市の仕組み（全体イメージ）をご覧になって、皆さん、役所が右側にあって何とかという方も、二項対立ではないけれども、そういった形になっても、これはうまくないかと、今、お話を聞きながら思いました。

(丸田座長)

いかがですか。

(新藤委員)

私は、逆に 12 ページのイメージ図は、今まで見た中で一番すっきりしているなど。これを作った人はすばらしいなと思っていたのですが、13 ページの図は、少し焦点が絞りにくいのです。どこでどうなるのと。お互いが関係し合うということは大変よく分かるのですが、ただ、一般市民からすると、やはり何かやろうとしたときに、行政にどういう形でかかわればいいのかという考えでいくと、この図のように地域というのは、いろいろな組織で成り立っていて、そういう組織を通して協働を置くという形で、行政に対して働きかけたりもできるのだなど。そういう市民の目線で行くと、確かに役所があるということもありますけれども、こういう目で見ている部分があるのではないかと思いますので、この図はいいなと思っています。

事務局（塚本市民生活部次長）

自治基本条例の説明図です。自治基本条例でこういう概念で。

(森委員)

13 ページのものは分かりやすく書いてあると思うのです。12 ページの全体のイメージ図は、当初、自治協議会ができたときに最初にやったのですけれども、これを見ると協働の要になっているわけです。これは、自治協議会は協働の要で、ここでいいですか。

(丸田座長)

協働の要については。

(森委員)

ここでいいのですか。

(丸田座長)

協働の要はいいのですね。

(森委員)

例えば、うちらでも検討をいろいろやっていますけれども、自治協議会に対して何か言われたこともないし、こういうこともないです。

事務局（塚本市民生活部次長）

一応、条例でそのようにうたっています。

(森委員)

決して自治協議会を甘く見るわけではありませんけれども、自治協議会は何をやっているかと聞かれると、うちの場合、委員が出席して、あまった資料をもらってきていますけれども、あれはただ置いていくだけですから、あれだけ渡されても説明できませんから。だから、自治協議会のあり方についても、私は非常に疑問を持っていますから、要と言われるとこれ

でいいのだろうかという気になります。

(丸田座長)

問題意識は大変よく分かります。自治協議会改革をどう進めるかということで、自治協議会改革はあるのだろうかと思っていますが、新藤委員いかがでしょうか。

(新藤委員)

ありがとうございます。いろいろな形の流れというのは、コミュニティ協議会なり自治会・町内会なりが行政に対する地域の声も反映されるということは、直接行政の担当者に行っているというのが現状だと。ただ、自治協議会というのは、一応、行政として設置している組織であり、コミュニティ協議会については、任意団体ですね。ですから、そういう意味では、地域の中に入っている。自治協議会に関して、一応、行政の中で組織として持っているという形になっていますので、この図は非常にすっきりしているなど。こういう形の図というのは、ありそうでなかったのだと感じていました。

(丸田座長)

総働の概念はどうしますか。

(帯川委員)

今、総働のほうにも入るところかと思うのですがけれども、先ほどの自治協議会の要となって入っている図を何も知らないで見ると、この 12 ページの図の黄色の部分の橋渡し的に見えるように見える、ここで協働が成り立っているのかと、ほかにもつながるかという気もします。それぞれ 13 ページの図のように、例えば、NPO 法人与行政とそれぞれが矢印でつながり合っている。それぞれ個別につながりあっているのからすると、12 ページのほうだと要の部分必ず介さなければいけないのかという、若干印象が生まれそうな気がします。

丸田先生の作られた図の中では、やはり自治協議会の存在感は当然しっかりあるのですが、それぞれ多様な主体が橋渡し役なく行政なりと協働する関係というものもあるわけで、事例のほうも、そういう事例がたくさん載っているものもあるので、ポジションのつけ方が難しいのかという印象を受けました。

(丸田座長)

専門職の方がご覧いただいて、そのように見えるということは、どう修正するか、ここもいただいた意見を踏まえながら、事務局と相談させていただいてよろしいでしょうか。出させていただいた意見は、いずれも修正の方向で対応したいと思いますが、どう修正するかはお任せいただきたいと思います。

確認です。あえて、市の協働の指針の中で、総働という言葉を使うか、使わないか。

(富澤委員)

私は、なくてもいいように思いますけれども。というのは、第1回目の会議のときに、皆さんのご意見をということで、協働というのは、今や1対1の事業所間や一組織だけの協働事例というのは、恐らくないのだと思うのですというお話もさせてもらったと思うのです。やはり今回のように、事例を見ても、複数の組織体が三つ、四つと協働してきているということが分かるので、ということはこの図がなくても、逆に事例で関係性が分かるのであれば、この言葉自体にはなくて、逆に今までずっと議論してきた市民の参画というのがどこなのだというところで、丸田先生のこの図のほうが、市民という言葉が入っていて分かりやすいのかと。せっかくページ数が制限されているのだと思うので、ここはあえてなくても事例で担保できるのではないかと、ここはなしでもいいと思いました。

(丸田座長)

次長、どうでしょうか。残してもいいのですけれども。

事務局(塚本市民生活部次長)

あえて13ページのほうは、いわゆる行政だけでないということを強調したかったという趣旨なのです。ですから、12ページだとどうしても対行政みたいな印象があるので載せさせていただいたのですが、その辺、少し表現を変えるなり、ただ、総働というのは、私どもも少し何だと説明がつかないところがあるので、新しい概念は、もう少しメジャーになってから入れたほうがいいのかという気がいたします。

(富澤委員)

多様な担い手というところに全部集約してもいいのではないかと、と思いました。

(丸田座長)

皆さん大方の意見はそういうことだということでお願いいたします。

では、第2章にまいりたいと思います。私が作った絵柄ですけれども、いいか悪いかはいろいろ議論があるのですが、簡単に説明させてください。一番上の緑色は、新潟市の未来ビジョンが目指す姿を入れました。一番下のところの緑には意味がありまして、目指す姿を実現するためには、土壌が一番大事なので、土台のところは緑の芝生のイメージになります。緑の芝生は、市民一人ひとりです。それを新潟市が自治基本条例という市民と行政、お互いの約束事を条例化したものがあるので、それを真ん中に置いて、市民が主体ですということをお願いしたかったのです。薄青になっているのは、比較的公共性の高いもの。行政であったり、条例で定めている区の自治協議会。そういったものを意図的に青色にしてみました。右側の、多様な主体はピンクにして、並べただけです。これはただ並べるのがいいのか、どう組み合わせるのかについては議論していかなければと思います。真ん中には、市民の抱えている地

域の課題をおきました。その地域の課題に対して、自治協議会は単なる橋渡しの役ではなくて、自ら地域課題の解決に向けて役割や責任を持つというイメージがあったので、矢印をきちんと地域課題の解決に向けて入れたつもりです。

それから、多様な担い手と市が協働してといったときに、協働を進めていくためには理念だとか、原則だとか、後から出てきますいくつかの形態といったものは必要なものですから、そういうものは協働の要件になるのではないのでしょうか。そういったイメージで作ったものなのですが、いかがでしょうか。絵の善し悪しも含めて、協働の基本的概念、協働の原則、協働の要件、それから補完性の原理はどこの自治体の協働の指針にも載っておりますので、補完性の原理、そして活動の方向性について、お気づきのところからご意見をいただきたいと思えます。

(笠原委員)

一番下のほうで、市民が多様な主体だとか、あるいは行政だとか、市民が両方から入っていけるという扱いになっているものが、一番、理解しやすい部分だと思います。私は、先生のものを採用していただきたいと思っています。

(丸田座長)

参画と参加を意識的に変えまして、参画は自治基本条例に基づく定義を位置づけて、市民の役割としての参画としました。市民の参加については、多様な担い手のところに自分の意思で主体的にかかわっていける道筋として参加という言葉を用意的に置いたものなのです。絵柄については、採択の方向で、細かなところは事務局から修正していただくことでよろしいでしょうか。

では、構成です。基本的概念。構成するものとして、協働の原則、協働の要件があります。そして大きな2の補完性の原理、大きな3で理想像（協働の方向性）となっておりますが、ぜひご意見ください。

(棚村委員)

17 ページの自治のあり方の図のところ、多分、これは修正していくとおっしゃっていたのですが、まず一番上の市民（家族）というところから始まっていくわけですね。できること、できないことという矢印の中で進んでいったときに、区自治協議会、市でというもとの、先を確認したいのですけれども、区自治協議会・市にいった場合のできること、できないことは分かりにくかったのですが、最後が区自治協議会・市で終わるパターンでしょうか。そうなのですね。それは、新藤委員にお聞きしますけれども、区自治協議会と市が並んでいても、最終的にそういう形でまとまってもいいのでしょうか。

(新藤委員)

非常に居心地の悪い場所なのですけれども、表現とするとこうになってしまうのかと。先ほどから言っていますけれども、本来、市の中の組織になってしまっているのです、結局、特段、市としてくくってしまってもいいのでしょうかけれども、先ほどから協働の要という形で出させていただいているので、多分、自治協議会はどこへ消えたという形になるより、市というところを出してもらって。

(棚村委員)

それは区自治協議会ができることとできないことはないですか。

(新藤委員)

それはご存じですよ。最終的には自治協議会でどうのこうのしても、結局、最終は市になりますので、市のほうもこの辺でいかがでしょうかという形になるわけですから、これは最終的に市という塊で問題ないかと思います。

事務局（塚本市民生活部次長）

この下のほうは見え消ししてあるのですけれども、補完性の原理ということが、実は基礎的自治体から公益自治体、都道府県、それから国という形での行政構図といたしますか、そのいわゆる基礎的自治体でできないことは公益的な自治体で補うべきだと。公益的自治体でできないことは、外交だとか防衛だとかその他は国でやるべきだという役割分担の原理でございます。これはたまたま市の指針なので、とりあえず市で国との関係を言っている話ではないので、市のほうで終わっているというところでございます。

(新藤委員)

これは納得しやすいのではないですか。多分、皆さん問題をどこに持っていったいいか分からないというのが実態だと思いますので、とりあえず自分のうちでできないことは、町内なり地域へ持って行って、そこでできないものはここだねという形で、問題の流れがどうかということを見る意味では、非常に分かりやすいと思いました。

(帯川委員)

今の補完性の原理のチャート図の中で、今まで出てきた概念の用語の順で出てきているなということはあるのですけれども、そこにボランティア団体のグループですとか、NPOですとか、事業所ですとか、そういったところの家族でできないこと、受け止めきれない課題をボランティア団体なりで受け止めきれぬものであったりとか、そういった場所へいくと、この一本道だけのページだと、分かりやすいのですけれども、ほかの担い手もいるのだよという存在が見えないかと感じました。

(新藤委員)

今のご意見をそのまま活かさせていただくと、例えば、自治会・町内会でできないことの下

矢印で、コミュニティ協議会へ行っていますが、左の下の空間が空いていますので、ここを枝分かれさせて、コミュニティ協議会とNPOなり、ボランティア団体を並べて、そこでできることという形でつなげていくことはできないでしょうか。

(丸田座長)

そうですね。それも一つのアイデアでしょうか。そもそもこの図自体は全くのオリジナルティですよ。それとも、どこかから引用したのですか。

事務局(稲葉)

三重県のホームページを参考に引用させていただいています。

(笠原委員)

私も一番最初、この図を見せてもらったときに、これと協働との関連はどうなのだろうということが、非常に疑問がありました。ただ、一番上のほうに自治のあり方と断られてしまうと、ボランティアやNPOが出てくる場所がなくなってしまって、こういう図になっているのかとは思っています。

(丸田座長)

ここもある意味で、公共サービスだけでは対応できない時代状況にあるという理屈の話なのでしょうね。そういう中で、なぜ協働ということが必要なのか。

事務局(塚本市民生活部次長)

文書の中に書いてあるのですけれども、裏を返すと自助・共助・公助の考え方を示したものとということなのですけれども、ただ、笠原委員や帯川委員がおっしゃいますように、NPOや企業やボランティア団体というのはどうかかわっていくかということで、そういったものを解決できる、チャートをすぐ持つていくのはなかなか難しいものがあるのですけれども、こういった団体が支援できますよと。支援の矢印を持ってくると。先ほど、新藤委員が、左側のところがいろいろ空いているということをおっしゃっていましたので、そのあたりで支援していますよということで表現して、直接矢印を持ってくるということは少し難しいかと思えます。

(丸田座長)

工夫しましょうか。階段で下に下がっていくのではなくて、市民がいて、自治会があって、いくつか担い手がいると。それでもだめなときはこうだというようなことで。

事務局(塚本市民生活部次長)

担い手がいますよと。こういったサポートできる担い手が、こういう多様な担い手がいらしゃいますよというものも見せない、せっかく今まで多様な担い手とってきたのが、ここで欠落しますよね。

(丸田座長)

そうですね。いかがでしょうか。では、ここは一任いただいて、皆さんの意見を踏まえて事務局と私のほうで整理させていただきたいと思います。

(森委員)

今回、これを見て思ったのですけれども、いわゆる町内会や自治会でできないことをコミュニティ協議会に持っていくということは、今までもそのようにやってきましたから、これでいいのだろーと思えますけれども、できないことは区自治協議会へ持っていったことは一回もないのです。私らの活動の仕方が悪いのかもしれませんが、今までも、私らのコミュニティ協議会の中でいろいろ話題になっているのは、自治協議会等のあり方について話したいかというところが大きな課題になっているわけです。自治協議会と書いてありますけれども、自治協議会に委員は出ていますけれども、私たちの問題はそこに持って行って、そこでは解決できないし、直接行けば、今、行政まで持って行って、中央区なら中央区へ持って行ってやったほうが簡単に解決できるという場合もあります。自治協議会からやってもらうというのは、何か順序が階段状になっているのか知りませんが、自治協議会はそういう機関なのですか。

(新藤委員)

実際に何かやるという機関ではないので、やってもらうというのは、各課がやるので、先ほども言いましたけれども、自治協議会というのは市の一つの条例がここにあると。それだけのことだと思います。協働の関連ということで、ときどき出てきたいので、ここに出てきていると思います。

事務局（塚本市民生活部次長）

二つ、道があると思うのです。私も地域課におりましたので、直接コミュニティ協議会、あるいは自治会からご要望いただいて対応できるものもありますし、もう少し広域的な議論を自治協議会なりでさせていただいて、施策として反映していくといった道もいろいろございますので、あるいは今、自治協議会でも、自治協議会提案事業や、あるいは特色ある区づくり予算などは、自治協議会にご意見いただいて、正式に決めますので、その辺で反映ができるのかと思っています。

(丸田座長)

3は阿部係長から補足説明をいただいたほうがいいのでしょうか。①が市民となっています。③以降が市民自治の多様な担い手ということで、①と③があえて使い分けたままになっているのですが、この辺、改めてお読みいただいて、違和感がないかどうか。確認の意味でご意見をいただきたいと思います。何か補足ございますか。

事務局（阿部係長）

事務局のほうも、市民という言葉が市民自治の多様な担い手と全部置き換えた場合、やはり少しくどくなってしまうのではないかというご意見がありまして、見やすさというものをまず重視しまして、一番頭については、市民自治の多様な担い手という形で修正させていただいたのですけれども、本文中については市民という言葉でも意味的には通用するのではないかということで、分かりやすさを重視して、わざと直していないということが経緯でございます。

（棚村委員）

この章自体の名前が目指すべき理想像なのですが、18 ページに3理想像ということであるのですけれども、何となく、1の協働の考え方の部分から読んでいくと、同じようなことがダブってここに列挙されているような気がしてしょうがないのですけれども、ここを読まなくても、ほかのコラムを読んだり、あるいは協働の考え方を読んでいけば、先ほど、これと同じようなことが書いてあったよねという感じを受けてしまうのですけれども、いかがでしょうか。

（丸田座長）

皆さんいかがでしょうか。ここは事務局からご説明いただいたほうがよろしいでしょうか。

事務局（堀市民協働課長補佐）

確かに内容的に繰り返し重複しているような部分が散見されるかと思っております。なるべく字は減らすと。読み物として一定の文字数というのは必要だと思いますけれども、同じようなことを言っていると、くどいよということであれば、この辺、見直してもいいのかという気がしております。

事務局（塚本市民生活部次長）

おっしゃるとおりで、1の協働の概念のところ、かなり言っている部分が、またここで理想像という形で、章の名前が理想像でありながら、また理想像ということもありますので、これはもしやるとすれば、要件として、いわゆるこれがポイントだよというくらいのところで、できるだけダブりを少なくしてやりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（丸田座長）

そういうことでいかがですか。ご了解いただけますか。

事務局（塚本市民生活部次長）

理想像という言い方も変えたいと思います。

（帯川委員）

18 ページのところについては、中身、特に最後、語尾のところを見ると、このようにし

ていきます。というのも、していきまの主語がだれかと思ったときに、この理想像に向か
っていくために、私の印象でいうと、行政のほうがこういう整理をしていきますという宣言
なのかというような取り方をしていたので、表題を変えて、よりよい協働の土台づくりをす
るために、このように整えていこうと思っていますという決意表明みたいなところなのかと、
勝手に思っていました。

(丸田座長)

そうですね。そういう置き方のほうがいいでしょうか。ある自治体を見ますと、協働指針
の課題と推進方策と方向性ということで、ここは市がこういう方向に進めていきますよとい
うことを書いてあるところもあるのですが。

事務局（塚本市民生活部次長）

あくまでも主語は、ここは新潟市ということで、目指すべき理想像に近づけていくために、
私どもとしてはこういうことを努力していきますという決意という形で整理させていただき
たいと思います。

(丸田座長)

いかがでしょうか。ここの扱いはそのような趣旨で、少し整理するということでしょうか。
例えば、リード文が入る可能性もありますよね。こういう考え方、このように進めていきま
すということで、お願いできればと思います。

では、進めさせていただきます。最後のほうで、森委員から問題提起が一つありますし、
それからオブザーバーからも問題提起ということで用意していたものがありますので、それ
は後ほど伺いしたいと思います。

では、第3章、主な協働形態ということで、ご意見をください。

この図はあくまでも仮というご説明がありました。必要性の有無についても投げかけがあ
りましたので、ご意見をいただければと思います。絵はあってもなくてもいいのでしょうか。
なくてもいいのであれば取ってしまえとも思いますし。

(富澤委員)

各6項目の形態にそれぞれイメージ図といいますか、人形のマークが入っている図なので
すけれども、恐らくどこかのフリーなところから取ってきたのかと思うのですけれども、今
日、皆さんがこれを見ていて、なくてもいいのではないかという意見があれば、私もそれに
賛同したいのですが、ほかの市、町も6種の形態のところには図をあまり見たことがなくて、
恐らくそもそもの第1回目の議論のときに、今までの手引きにそういう図や写真などあまり
ないので、見やすくしてはどうですかという最初の議論が、恐らく事務局の方から一生懸命
資料を拾ってきていただいたのではないかと思うのですが、ここは各6項目、それぞれなく

でもすっきりさせてもいいのかと思っていました。

あと前回のときに、6形態に沿って、前の第2章の事例も対に見えるようなものになっただらいいという意見を述べたのですが、それについては結論として載せないということに決定したので、これはなったのかと。すみません、前回は提案をさせてもらって、その結果、こういうことかということがあったら説明をいただきたいと思います。

事務局（阿部係長）

先ほどの第1章のほうに載せるのは、説明が後に出てくるということで省略させていただいたという説明をさせていただきました。第3章につきましても、載せないという決定をしたわけではございません。またやはり載せたほうが分かりやすいのではないかとということであれば、あとは載せ方として、例えば、22 ページ、コラム7の空白がありますので、そこに表形式などで事例番号を掲載する方法ですとか、あとは報告の1から6の横に第1章の丸番号を載せていくとか、いろいろな方法が考えられると思いますので、ぜひ載せていこうというご意見にまともれば、また座長と相談させていただいて、事務局でも考えたいと思います。

（丸田座長）

このご意見は大事なところだと思っています。

（帯川委員）

今の6形態について伺いたいのですけれども、冒頭の事例を当てはめて、当てはまらないもののほうが多かったですかという印象があるのですが、けっこう4が一番多そうで、3、5が引っかかかっていて、1、2、6はきつくないですね。

事務局（塚本市民生活部次長）

実は当てはめると4がほとんどです。ですから、ここに当てはめてしまうと4しかないということなのです。

（富澤委員）

それがあって載せないという事務局判断をされたのかと、すみません、そこまできちんと整理されていなくて。

事務局（塚本市民生活部次長）

やってみたら、4が非常に多くて、ほかの事例が出てこなかったのです。

（丸田座長）

恣意的ではなくて、ほかの整理をしてみたら、結果的にある一定のこの部分だけの事例が抽出されていたと。

（新藤委員）

やはり事例ということで、組織に投げかけると、皆さんの協働の認識というのは4という、現状がそうだと認めざるを得ないと思うので、それはやはり打ち砕くといいますか、それは協働のたった一つでしかないのですよということをつからせる意味で、ここは大事な部分ではないかと思っておりますので、いろいろなことができるのですよという、何かやろうとすると、すぐ補助金はどこから出るのだということで、インターネットで何とか交付金を調べて申請書を書いていますと。それが事務局の任務みたいな世界が、どうしても組織の中にできてしまうので、とにかく地域課題は金がかかるのか、かからないのか。できることは何なのかという、先ほどの表です。できること、できないこと。こういうことから見直して、単純に共催とか、活動協力でできるものもあるということで、自分たちの活動を見直していただくうえで、非常に重大な場所かと感じました。

(丸田座長)

大変重要なところなのですから。

(棚村委員)

逆に探せるかどうか分からないのですけれども、実行委員会や協議会形式でやった事例だとどういったものがあつたのか的な、よく皆さんがご存じの中では、こういったものみたいなものがあると分かりやすいのかと思っておりますけれども、それはまた皆さんが分からないと、そこにその事例をあげると何なのだろうということにもなりかねるのかと。新潟市民であれば分かりそうな事例をあげていくということはどうなのか。企画・調査計画策定というところ、かなりマイナーな部分になってくると思うので、どうなのかと思うのですけれども、例えば、こういう事業において、こういうところが企画・調査計画から参画しましたみたいなものを入れられるのかどうか。

事務局（塚本市民生活部次長）

皆さんがご存じだと思いますけれども、例えば、新潟食の陣は実行委員会がやっていますし、1の形態を取って4の補助金をもらってやっているというものもあります。一つだけではなくて。ですから、先ほど、係長が言いましたように、1から6まで何とか、こんな事例もあります。ただ、企画・調査のとどまっているその次のステップへいってしまうと、別な形態になってしまうこともあろうかと思っておりますけれども、できるだけ探してみて、別表のちょうど22ページあたりが空いていますので、皆さんが聞いたかったことは何となく分かる事例などをできるだけ探して入れていく必要があるのかと思っております。他都市でもこういう分類しているのですが、残念ながら新潟市でないのはあると思います。

(丸田座長)

今の次長のお話のように、事務局のほうで、取組みの中からそれぞれの協働の形態に当て

はめるようなものを、しかも市民が見てイメージできるようなものを例示的に盛り込む方向でいかがでしょうか。協定書を締結するというのは、やはり事例を出しやすいですね。

事務局（塚本市民生活部次長）

出しやすいです。

（丸田座長）

第4章をご覧ください。これは並び替えにしてあります。順序性が大事だということで、1番が市民で、7番が市となっています。内容的には、大きな修正はなかったかと思いますが、改めてご覧ください。笠原委員、確認の意味で24ページは、前回、話題になったかと思いますが、事業所・事業者というのは、地域貢献することで、市民からの信頼が高まりますという脈絡でよろしいですか。

（笠原委員）

これでけっこうなのですけれども、これだけ期待される効果がありながら、なかなか今まで通してくると、事業所がどう絡んでいくのかということが、まだ見えてこない部分があるものですから、信頼を高めてもらうには、どこから入っていくのかということを考えているところです。

（富澤委員）

ぜひこの六つの形態のところ、もし事例であげられるものがあれば、企業も入っての協議会計式であるとか、進んできたものということが、やはりまんべんなく拾ってもらえると、市民参画でやっているものとか、今も11ページの⑫というのは事業所も協力してやっているというような事例も確かに入っているので、もう少し事例などを交えながら話せるようなところがあつたらはつきりしてくるのかと思っていました。

（新藤委員）

6番の事業所・事業者等のところで、この表現が適切なのか自信がないのですけれども、地域貢献することでの後に、例えば、存在価値を高めとか、そういう感じ。企業がそこにある価値に付加価値がつくと変ですけれども、そういう文言があつて、次に市民から信頼が高まるというようなことにつながる方がすっきりするのかと感じました。

（笠原委員）

以前も申し上げましたけれども、今、事業所や事業者でこういったことをして、自分の存在感を高めるということを期待しているところは、まずないと思います。あくまでも自分たちがこういうことをするという、自分たちの発想からやっている部分ですので、そこまでの存在価値がどうのこうのということは考えていないと。

（帯川委員）

先ほどの笠原委員、富澤委員のお話の延長になるのですけれども、事業所・事業者の方がこういった協働をしましょう。自分たちのいわゆる商売の部分から離れた部分をしましょうというときに、社会福祉協議会自身もなかなかご協力いただくことができずに、今、苦勞しているということをお話を持っていったいいか悩んでいるところなのですけれども、今の本業の線に沿って協力できることがあるのであればやれるかも。そういった事例の紹介の仕方があるといいのではないかと思います。社会福祉協議会も絡んでいるところで、見守りで新聞配達のところ、新聞配達に行くという過程の中で、見守りといいますか、様子を見るというだけで、本業から全く新しいことをしなければいけないとすると、すごくハードルが高いし、本業と全く関係ないところで金だけ出せというのは、さすがに難しいとなると、どうやって同じ舞台上一緒に考えていっていただけるかと。自分たち自身の悩みをこういうところでも、分かりやすく説明してくださるものがあると。社会福祉協議会自身も話をするときにはすごくやりやすくなるなど。すみません、自分のやってほしいということになってしまっているのですけれども。

(丸田座長)

どう取り扱いますか。確かに多様な担い手の中で、規模の大きい、小さいを問わず、事業者の役割は大きいと思いますので、その辺どうですか。

(笠原委員)

特に事業所だからこうだという項目をここに入れる必要はないと思います。あくまでも、先ほど、富澤さんが言われたみたいに、こんな事例がありますとか、社会福祉協議会のほうで今、考えているようなこんな事例がありますという、身近な事例を出してもらうことによって、受け取る企業のほうが、これだったらまた自分たちも考慮できるということで考えれば、これでよろしいのかと思っています。

(丸田座長)

事例で配慮すると。それは第3章の主な協働形態の中で、事例として取り上げるということでしょうか。

(笠原委員)

どこでも構わないと思うのですけれども。

(丸田座長)

では、全体を通していかがでしょうか。

(棚村委員)

コラム8の内容なのですが、身近なコミ協や区役所などに積極的に相談してみようとするのですが、コミ協を外していただくわけにはいかないのでしょうか。コミュニティ協議会に何

でも相談されても、対応できないコミュニティ協議会はいっぱいあると思うので、身近な区役所の担当課にとすっきりと。コミュニティ協議会であれば参画なり参加なりをお願いしていくということで、相談は区役所へということではいかがでしょうか。

(丸田座長)

森委員、だめ押しをしていただければいいのではないかと。

(森委員)

私のところは、それぞれ自治会・町内会は、ほとんどコミュニティ協議会へ相談に来ています。まとめていただいて、行政のほうへ話をすると。地域課や建設課に話をしているのが実態です。考え方としては、小さい町内会もありますので、自分たちだけでは何もできないということで、それで、一応、私がコミュニティ協議会のところへ持ってきて、今、まとめて話をしている段階です。ほとんどそういったことでやっています。それで、大体、地域課などで解決しています。

(丸田座長)

ここの判断は事務局にお任せしていいでしょうか。

手直ししたのは私なのです。しっかりとした考え方があってこうしたわけではなくて、こうやって、コミュニティ協議会を一旦置いておかないと、協働の指針の趣旨からするとおかしいかと思って、あえて入れたものです。全市的に見て妥当なのかどうなのかというあたりについては、次長、コメントございますか。

事務局（塚本市民生活部次長）

例示としては、今、森会長がおっしゃったように、直接コミュニティ協議会がこうという話ではなくて、区役所などに小さな自治会などが、なかなか自治会としてお話しするチャンネルもないし、なかなか難しいので、コミュニティ協議会の課題として、区役所のほうへ持って行ってほしいと。よく言われるのは、区長との懇談会は、町内会単位でやっていませんので、やはりコミュニティ協議会単位でやっていますので、その中でいろいろな地域課題をご相談いただくというような仕組みもありますので、これは座長と相談させていただきます。やっているところもあるし、なかなか難しいところもあるということを踏まえながら。

(棚村委員)

コミュニティ協議会へのマニュアル的なものとして、役割として、コミュニティ協議会がそういう役割をぜひ持っていただいて、自治会と区役所、市役所とのパイプ役的なものこれから期待されているというところの部分は分かると思うのですけれども、協働の中で、ここに書かれると、どなたが読まれるか分からないものもありますし、個人が読まれると思いますので、個人でできないことをコミュニティ協議会に何でも相談すればということになっ

てくと、多分、対応できないコミュニティ協議会も出てくると思われま

(森委員)

何度も言って申し訳ありません。私自身、コミュニティ協議会や自治協議会の役員をして分かるのですけれども、自治協議会とコミュニティ協議会の間で、それは基本的ニーズなものですから、もう少し密接に活動ができるようになれば、取りはからっていただければいいのですけれども、今、私らのところから自治協議会に問題提起したことはありませんし、大体、自治協議会か何かでアンケートを取ってくれば、そんな案内だけですから、もうすでに自治協議会は条例化されていますし、私ら身だけですから力も弱いのですけれども、もっと地域に即した活動をしていただければと思います。そうすることによって、もっと発展してくるのではないのでしょうか。ぜひお願いしたいと思います。

(新藤委員)

やはり市民は何かをしたいと思っても、その問題をどこに持っていくかということが、まず、自治会・町内会で相談しても全然場違いなものもあるし、いきなりコミュニティ協議会へ持っていったら、それは町内会ではないのというものもある。その一方で、自治協議会というものは、市の機関というより区です。区になるので、その辺も問題の分野は微妙に違ってくるので、何でもかんでもということは、確かにできませんし、ただ、一方で区づくり予算やそういういろいろな手段を持っていますので、また1号委員として、コミュニティ協議会の代表者については、地域の代表という形で受け入れていますので、やはりそれなりの問題提起は、当然、持ってきていただければ、できることはいくらでもあると思いますので、その辺の皆さんの問題はどのような形で持っていくということの使い分けが分かれば、そう混乱しないと思うし、悲しい思いをしなくて済むのではないかと思うので、17 ページの図はどこができること、できないこと、これを上手に説明できれば、市民のストレスは相当減るのではないかと。この図を上手に完成させていただけると、きっとその問題であれば、この辺に持っていく。こうなって、ここへ行くのではないのという説明が可能かと思います。

(丸田座長)

ありがとうございました。意見を踏まえて工夫したいと思います。ほかにいかがでしょうか。大分時間も押しておりますが、では今日、事務局からご説明がありました、協働の指針の案については、皆様からいただいた意見を踏まえて、事務局と私のほうで調整させていただき、パブリックコメントにかける前に、皆さんにもう一度お示しし、そして必要な意見をいただき、必要な修正を行って、パブリックコメントへという段取りでご了解をいただけますでしょうか。その上で、森委員から問題提起がありますので、お願いいたします。

(森委員)

18 ページの⑥市職員の意識改革の機会の確保ということで、ここに3行くらい書いてありますけれども、北九州だとか、ほかにもらった資料を見ると、いわゆる市役所の庁舎内の体制整備ということで、いろいろと列記されております。私は何も市職員の悪口を言うわけではありません。うちの町内会にいる市の職員も、本当に一生懸命やったださる方もいらっしゃいますので、やはりこれがうまくいくかいかないかは、市の職員の皆さんの意識改革というのは非常に大きいと思います。悪口を言って申し訳ないのですけれども。市は、毎週1回くらいは点呼をやっているのでしょうか。

事務局（塚本市民生活部次長）

朝礼を行っています。

（森委員）

そういうところで話されていると思うのですけれども、例えば、日本赤十字の増額をしてほしいということがあります。それは中央区の建設課から話が来るのですけれども、建設課からそう言われているけれども、その職員はぜんぜんしませんから、新潟へ来て、地元へ帰ってきても。そういう人はけっこういますから、うちの町内会では、そういう非常に悪いところが見られているのです。例えば、イベントをやっても出てこない。出てきたときには何か言うということで、いい人もいますけれども、悪い人は悪いといたらおかしいのですけれども、そういう意識改革の不足している人はけっこういますから、こういうことを協働の要でやってもらえれば、成功するかしないかということは、市の職員の意識改革というのは非常に大きいと思うので、生意気な言い方で申し訳ないですけれども、ぜひやっていただきたいと思います。悪口を言っているわけではありませんので、中には非常にいい人もいますし、一生懸命、朝早くから来てやったださっている方もいらっしゃいますけれども、私は長い間、町内会でも、コミュニティ協議会でも活動してきまして思いつくものですから、悪口を言って申し訳ありませんけれども、ぜひ考えていただきたいと思います。市民協働課の皆さんは非常に一生懸命やったださって感謝しています。そういったことでありますので、ぜひお願いしたいと思います。

事務局（塚本市民生活部次長）

私ども、階層別研修ということで、年一回、例えば、係長になった年や課長になった年に研修を1コマ1時間くらいだと思っておりますけれどもしております。来年もまたありますので、そのときには某コミュニティ協議会の会長から、この点を強調してということで、各階層別研修でお名前は出しませんので、その辺は強調しておきたいと思っております。完成したあかつきに、やはりこれは一般市民の方にも読んでいただくわけですけれども、まず市の職員に内容を熟読していただくという機会を設けたいと思います。あと協働の推進本部というも

のを準備していますので。

(丸田座長)

全国の先行自治体の中では、職員向けの指針を作っているところもありますので、ぜひそういったご意見も今後、必要に応じてコメントいただければと思います。

それから、今日、オブザーバーの発言を求めてよろしいでしょうか。事務局といろいろな下作業をするときにオブザーバーの力を借りています。その中で、この協働の指針の中において、一市民としての役割なり責務のようなものを、この指針の中からどう読み取っていけばいいのかという、極めて基本的な問題提起がありましたので、私のつたない言葉を翻訳していただいて、青木先生から提起いただけませんかでしょうか。

※※ 事務局が傍聴者（オブザーバー）の発言を承認 ※※

(青木先生)

後ろから失礼いたします。新潟医療福祉大学の青木と申します。

問題提起というよりも、少し感想めいたこととなりますが発言させていただきます。これまで3回の会議を傍聴させていただきました。そして様々な作業も側面からお手伝いさせていただいた中で、今回、かなり意識をしたキーワードに「市民」という言葉があります。そのきっかけは、第1回目の委員会的时候に、森委員から、「コミュニティ協議会で活動している一市民の活動というのは、協働でないのかね」という素朴な言葉が、まさに冷や水をかけられた思いがしました。とかく組織や団体との協働ということが前面に出る中で、組織そのものが一人ひとりの市民の参加によって成り立つということも、改めて思い出させていただいた言葉で印象深く思っています。

したがって、今回、文言の整理の中でも、意識的に「市民自治の多様な担い手」という表現を座長と共に編み出し、かなりのこだわりを持って報告書案の中で使わせていただいております。市民の参加や参画というのは、16 ページの中に触れられてはいますが、新潟の協働の指針の中では、市民というキーワードと地域コミュニティ協議会が活動の大きな舞台の一つであるということをかかなり意識しながら、まとめ上げていくということが、極めて大事であると思っております。問題提起ではありませんが、感想を述べさせていただきました。ありがとうございました。

(丸田座長)

ありがとうございました。感想にとどめたくないの、ぜひ委員の皆様から意見がありましたらお願いします。というのは、ある自治体の指針などを読んでまいりますと、協働の概念図のところに注書きが書いてあって、市民同士、あるいは向こう三軒両隣における助け合

いといったものも、協働なのですよということがきちんと説明書きが入っています。今回の指針で示しているのは、担い手としてのコミュニティ協議会であったり、ボランティア団体との関係ですが、協働の原点というのは、市民同士の助け合いであったり、支え合いであったり、身近な地域での助け合い、支え合いというものですよということをおまじまじに入れていくということは、意味があって入れていると思います。少し補足させていただきました。

(富澤委員)

丸田先生の意見に非常に賛同します。森さんからの庁内の意識改革というところで、実は、この委員会で3回出している資料をNPO協会の内部でも回覧させてもらっていると、どうしても北九州市の事例の中で、庁内の協働体制を整備するという文言が入っていることについて、非常に敏感に反応していました。ですので、これができた後の普及啓発というところに、恐らくかかってくるのだらうと思っていますし、今の説明もありましたので、作った後の啓発という部分が職員の方もそうですし、市民に向けて広めていくということが、すごく重要なのかと思っています。

(丸田座長)

どうぞ委員の方々、青木先生からは感想と言われましたが、市民の役割、市民の責務なり、それから特に日常での市民の些細な努力みたいなものが、実は協働の指針を支える大きな要素になるので、その辺をどう取り扱えばいいのかという問題提起だと思います。新藤委員いかがでしょうか。

(新藤委員)

皆さんの話を聞きながら、自治協議会という立ち位置というのは、非常に難しい場所だし、また説明しにくい部分で、半分行政の中だと言われれば行政の中だし、市民の代表だといえれば代表みたいな状態もあるしという部分で、私なりに自治協議会はどういうことなのかと考えさせていただくいい機会になりました。

また、その一方で、自治協議会として、まだまだコミュニティ協議会の皆さんなり、自治会・町内会の皆さんといろいろな形でできることはいっぱいあるのにと感じましたので、具体的にこういったこともできますということは、やはりもっと伝道者のように伝えていかないと理解していただけないのかと思いました。

(丸田座長)

帯川さん、棚村さん、竹内さん、笠原さん、青木先生からの問題提起に対するコメントがありましたらお願いします。

(帯川委員)

私どもは、社会福祉協議会ということで、今回、テーマを協働と広く取っていますけれど

も、少しの部分について、かなりここで話題に出ていることも一緒にやらせていただいていることもあります。やはり一人ひとりできることをするという部分、地域でお互いに支えあうといたしますか、少し足りないところを補い合うですとか、そういった考え自体が広まるのが、地域福祉の推進の根本だと思っていますので、この方向で進めていくことになるのだということ。介護保険制度が変わったり、地域包括ケアという名前で、自分たちでできる限りのことをしないと、これから20年、30年、50年先が成り立たないと。私は今、社会福祉協議会にいますので、そういう危機感のもとに世の中、変えていく流れなのだという事は分かっていますが、仕事を離れたら危機感というものを感ぜられない場所にいると。そのギャップを市民一人ひとりにどう投げかけができるのかということが大きな課題かと思いました。

(棚村委員)

今年1年間、すごくいろいろなコミュニティのあり方、協働のあり方、いろいろな意味で会議をさせていただいて、私自身、いっぱい頭の中に詰め込まれた感じがしまして、何とかこれが年度初めには出てくるのだろうと思うのですが、問題はできあがったことではなくて、できあがったものをどう広めていくかにあるのだと思うのです。多分、6年前にできたときも、ああできたと思ったと思うのですけれども、それほど皆さんに浸透せずに、訳の分からないまま制度見直しなのですよみたいになったと思うのですが、市民一人ひとりにこれがどう浸透して、支えあいから始まって、参加があり、参画があり、協働がありというところの社会の流れがそうなることが、これから大事なのだと思いました。

(丸田座長)

今のあたりは、各課題は別として、メッセージとしては大事なところですね。

(笠原委員)

私も、災害関係に関係しておりますと、やはり若い人がボランティアで参加していく。それも個人の自覚で参加していくということが最近、非常に多くなってきているということが出てきております。そういった若い人だとか、企業にしても、実はどこにどのようにして絡んでいけば、そういったことに参画できるのかということがはっきりと分かっていない部分が非常に多いのだと思っております。企業とコミュニティ協議会とタイアップしていくといたら、どこからどのように始めていったらいいのかということ自体が、まだ私も分かっていないということもありますので、協働ということの中で、個人としても、企業としても、こういった格好で絡んでいけば、徐々にそういったことに参加できるのだという道筋を作っただけだと考えておりますので、確かに個人の分は、先生がいわれる意味で不足している部分があるかもしれませんが、その辺のところ、最終的な文書の中で補っていただ

ければありがたいと思います。

(竹内委員)

皆様には大変お世話になりました。公募委員ということで、協働という認識の薄い中で、ここに座らせていただきました。初日から分からないということで始まったわけでございますけれども、分からないなりに、それならば学ばせていただくということで、今日、最後の日を迎えたわけでございますけれども、皆様の審議の中で、協働の指針の案を今日、いろいろ見せていただきまして、ようやく最後に来て、協働ということの持つ意味が少し理解できたということに、私としては大変大きな収穫だったと思っております。

ただ、地域の中で、あるいはコミュニティ協議会の話の中で、協働ということをどれだけ市民が理解しているかというところをいろいろ話す機会もあったのですが、残念なことに、私と同じように、協働ということをまだまだ地域の中では理解されていないということは現実にはありましたが、でも、私もこれを読んだ中で、よく分かりやすく、こういうことだったのだと。私が思えたということは、地域に持ち帰って、市民が読んでいただいたときに、非常に分かりやすく理解できるのではないかとということをとてうれしく思ったわけですので、私もこれからコミュニティ協議会を通して、また一ボランティアや団体を通して、今回の協働という意味を地域の中で理解が浸透していくように進めていけるのではないかと、期待を持って思っております。大変ありがとうございました。

(丸田座長)

ありがとうございました。公募委員の竹内委員からそうおっしゃっていただければ、事務局としては、今回、検討委員会をもうけた意義が十分あったのだらうと思います。繰り返しになりますが、今日、いただいた意見につきましては、一旦、座長である私のほうに引き取らせていただいて、事務局と丁寧な修正作業を行いたいと思っておりますので、改めて承認をいただけますでしょうか。ありがとうございました。

では、事務局へお返しいたします。

事務局（堀市民協働課長補佐）

皆様、長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。

最後に、塚本次長より、閉会のあいさつを申し上げます。

事務局（塚本市民生活部次長）

本日まで3回にわたりまして、大変貴重なご議論をいただきました。ありがとうございました。

私も1回目のときに、実は、一体どうなるのだらうと、少し心配していました。最初、打ち合わせをしたときに、章立てのフレームから入ったものですから、これは3回で終わるの

だろうかと思いましたが、また丸田先生、青木先生からいろいろご指導いただきまして、今日の日を迎えることができました。3回という短い期間でございましたけれども、また貴重なご意見をいただきましたので、できるだけ分かりやすく修正し、それからできた後、ほったらかしにしないで、きちんとやっていくということを肝に銘じまして、閉会のあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

事務局（堀市民協働課長補佐）

これもちまして、協働の指針検討委員会を閉会させていただきます。本日は皆様、大変ありがとうございました。